

輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約のうち、次に掲げるもの（以下「ライセンス契約」という。）に対する貿易一般保険の個別保険については、下記のとおり取り扱う。

- 一 特許権やノウハウの実施権（使用权）等を契約相手方のために許諾する技術提供契約
- 二 回線を使用した通信技術を契約相手方のために提供する技術提供契約
- 三 映像、音楽等の著作物を記録した媒体（小売用のものを除く。）の輸出契約又は仲介貿易契約

記

（申込み）

第1条 貿易一般保険のうち、上記一又は二に該当するライセンス契約に係る申込みをする者は、貿易一般保険（個別）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031）第2条の規定にかかわらず、ライセンス契約の締結日から行うことができるものとする。

（保険対象期間等）

第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、上記一又は二に該当するライセンス契約に係る貿易一般保険を引き受ける場合にあっては、当該ライセンス契約の契約期間のうち原則5年間の対価に係る損失をてん補するとともに、保険証券に保険金の支払限度額を記載した上で別添1の知的財産権等特約（技術提供契約）を付すものとする。

2 日本貿易保険は、上記三に該当するライセンス契約に係る貿易一般保険を引き受ける場合にあっては、当該ライセンス契約の契約期間のうち決済起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。）後2年未満の期間内の代金決済に係る損失をてん補するとともに、保険証券に貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）第3条第2号及び第4号のてん補危険に係る保険金の支払限度額を記載した上で別添2の知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付すものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

(別添1)

知的財産権等特約（技術提供契約）

（保険対象期間）

第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、この証券記載の技術提供契約（以下「ライセンス契約」という。）に定める決済期限のうち、年 月 日から年 月 日まで（以下「保険対象期間」という。）に到来するものに係る損失をてん補する責めに任ずる。

（保険価額等）

第2条 保険対象期間に係るライセンス契約の対価の額を保険価額とし、当該保険価額に100分の90を乗じて得た額を保険金額とする。

（てん補責任額）

第3条 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001。以下「約款」という。）第3条第4号のてん補危険について、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額を範囲内とする。

（重大な内容変更等）

第4条 約款第22条第1項に規定する「重大な内容変更等」とは、次のとおりとする。

- 一 技術等の提供の種類の変更
- 二 技術等の提供の開始時点の変更
- 三 技術等の提供先国、支払国、保証国、相手方又は支払人の変更
- 四 対価の決済条件の変更
- 五 支払保証等の変更

（保険料の返還）

第5条 約款第24条に定めるもののほか、最初の保険責任が始まる前に、被保険者がライセンス契約に関し前条に規定する変更を加え、かつ日本貿易保険が当該変更に関し、約款第22条第4項又は第6項に基づき保険契約を解除したときは、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。

（換算率）

第6条 約款第40条第2項第1号及び第3号の規定にかかわらず、ライセンス契約が外貨建のときは、保険価額、約款第5条の損失額及び約款第7条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における約款第40条第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。

- 一 保険価額にあつては、保険契約を締結した日
- 二 約款第5条の損失額及び約款第7条のてん補責任額にあつては、保険契約締結の日又は対価の決済期限のいずれか円高（ライセンス契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日

(別添2)

知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）

(代金決済に係る保険対象期間)

第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、この証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約（以下「ライセンス契約」という。）に定める決済期限のうち、年 月 日から 年 月 日まで（以下「保険対象期間」という。）に到来するものに係る損失をてん補する責めに任ずる。

(保険価額等)

第2条 前条に規定する保険対象期間に係るライセンス契約の代金又は賃貸料の額を保険価額とし、当該保険価額に100分の90を乗じて得た額を保険金額とする。

(てん補責任額)

第3条 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001。以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険について、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額の範囲内とする。